

議案第 1 1 1 号

松阪市移動通信用鉄塔施設条例の一部改正について

松阪市移動通信用鉄塔施設条例（平成 20 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例

松阪市移動通信用鉄塔施設条例（平成 20 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 松阪飯高富永局 | 松阪市飯高町富永 264 番地 1 |
|---------|-------------------|

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。